

令和5年度第2回 熊本連携中枢都市圏福祉有償運送運営協議会 議事要旨

【開催要領】

1. 開催日時：令和6年3月28日（木）14：00～16：00
2. 場所：熊本市国際交流会館4階 第3会議室
3. 開催方法：会場参加・オンライン参加（ハイブリット開催）
4. 出席委員：

西森 利樹	熊本県立大学 総合管理学部准教授
田村 正宜	九州運輸局 熊本運輸支局首席運輸企画専門官
木崎 美千代	利用者代表
原 清美	熊本市ボランティア連絡協議会 事務局長
小出 照幸	熊本県高齢者障害者福祉生活協同組合 常務理事
(吉田 光義	熊本県タクシー協会 専務理事代理 齊藤 ゆか様)
宗像 正洋	運転者代表 熊本県自動車交通労働組合執行委員長
小山 剛司	株式会社T a K u R o o 代表取締役
庄山 義樹	熊本市 健康福祉政策課長
深田 徹	宇土市 福祉課長
小畑 英之	合志市 福祉課長
谷口 信也	美里町 福祉課長
上田 直紹	玉東町 町民福祉課長
齊藤 孝浩	大津町 福祉課長
氏家 良子	菊陽町 福祉課長
廣瀬 龍一	西原村 住民福祉課長
山下 小代里	御船町 福祉課長
松本 和美	嘉島町 福祉課長
荒木 薫	益城町 福祉課長
宮崎 貴美代	甲佐町 福祉課長
山口 和浩	菊池市 福祉課長
徳丸 和孝	山鹿市 福祉部次長兼福祉課長
5. 欠席委員：(敬称略)

富田 廣志	熊本県バス協会 専務理事
内富 裕登	宇城市 社会福祉課長
6. 傍聴人：0人

【次第】

- 1 開会
- 2 報告事項 運送実績報告（令和5年下半期）
- 3 協議事項 熊本連携中枢都市圏福祉有償運送運営指針変更について
 - 議題1 運送の対象について
 - 議題2 車両内掲示について
 - 議題3 運送の対価の目安について
- 4 その他
- 5 閉会

【配布資料】

- 令和5年度第2回熊本連携中枢都市圏福祉有償運送運営協議会次第
- 令和5年度第2回熊本連携中枢都市圏福祉有償運送運営協議会委員名簿
- 令和5年度第2回熊本連携中枢都市圏福祉有償運送運営協議会席次表
- 資料1 報告事項 運送実績報告（令和5年下半期）
- 資料2 協議事項 熊本連携中枢都市圏福祉有償運送運営指針変更について
 - 議題1 運送の対象について
 - 議題2 車両内掲示について
 - 議題3 運送の対価の目安について
- 資料3
- 資料4
- 資料5 熊本連携中枢都市圏福祉有償運送運営指針（現行）
- 資料6 熊本連携中枢都市圏福祉有償運送運営指針（議題1～3の協議が調った場合の
溶け込み版）

【要旨】

●報告事項 運送実績報告（令和5年下半期）

- 各事業者より、運送実績報告
- 参加者の間で、以下の通り質疑応答を実施

小出委員 廃止になられた団体については、利用していた方への対応についてはどうなりましたか

事務局 該当の団体について、通院で利用される方と通学で利用される方がおりました。通院の方は在宅医療に切り替えるため利用がなくなることになり、12月に事業整理する中で、福祉有償運送を事業廃止することとしたと報告を受けております。また、通学の方は卒業が近く、以前から他の福祉サービスも併用していたことから、そのサービスに完全に切り替えるということで、福祉有償運送事業の廃止について了承を得ていると報告を受けております。

木崎委員 運送主体Aの福祉有償運送を利用しています。運送実績報告の中の、利用者からの要望として「祝祭日の外出支援体制を強化してほしい」と以前から複数意見があっているとありますが、なにか具体的に取組みをしているならば教えてください。

運送主体 A 現状、ドライバーやそもそも介護職の職員の確保が難しく、祝祭日の外出支援体制を強化は難しい課題だと考えております。

●協議事項 熊本連携中枢都市圏福祉有償運送運営指針変更について

議題1 運送の対象について

○改正内容 道路運送法施行規則及び関係公示等の区分と、熊本連携中枢都市圏福祉有償運送運営指針における区分について整理のうえ以下の区分を追加。その他文言の調整。

- ・区分4 精神障害者、要支援認定を受けている者、チェックリスト該当者
- ・区分5 その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者
- ・「単独では公共交通機関の利用が困難である」の記載を修正

○事務局より、概要説明。

○参加者の間で、以下のとおり意見あり

小出委員 運送の範囲について、熊本運営指針の中の1.2.3は順番は関係なく、どれかに該当していればいいというもの。例えば要介護1でも身体障害者手帳1種を持っている人は、身体障害者手帳1種を適用していいということになっています。運送主体に対して、煩雑な事務作業を防ぐために、手帳は区分が動かないため、手帳を見て適用するというのがいいというのも考えて名簿を作成することをご留意いただきたい。

<結論 協議事項 熊本連携中枢都市圏福祉有償運送運営指針変更

議題1 運送の対象について 承認>

●協議事項 熊本連携中枢都市圏福祉有償運送運営指針変更について

議題2 車両内掲示について

○改正内容 ・国通知により、運転者証の作成及び掲示についての記載の削除

○事務局より、概要説明。

○参加者の間で、以下のとおり質疑応答を実施（意見抜粋）

齊藤様 今回の福祉有償運送の運転者証の掲示についても、法令改正に伴うものであることから特段申し上げることはありません。

宗像委員 利用者の立場で考えると車両内の運転者証の掲示は有った方が安心感があると思うが、法令改正に伴うものであるので今回の指針の改正は仕方ないものと考えています。

木崎委員 利用者としては、運転者が利用者の家の中に入ることも多いため、せめて首から下げるプレートは付けてほしい。

事務局 今回の承認をもって車両内に運転者証を掲示をしていけないというものではありません。名札を付けることや車両内に運転者証を掲示するということは各運送主体様でご判断いただきたい。

<結論 協議事項 熊本連携中枢都市圏福祉有償運送運営指針変更

議題2 車両内掲示について 承認>

●協議事項 熊本連携中枢都市圏福祉有償運送運営指針変更について

議題3 運送の対価の目安について

- 改正内容 ・国通知により、運送の対価の基準を従来の「タクシーの上限運賃の概ね2分の1の範囲内」から「タクシー運賃の約8割」としたうえで、九州運輸局により示された「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の目安」に沿い、運送の対価の目安を設定する。
- 事務局より、概要説明。
- 参加者の間で、以下の通り質疑応答を実施（意見抜粋）

小出委員 これまでは車種区分で特定大型車・大型車・普通車の3種類の車種で上限金額が異なっていたが、今回の改正では車種の区分はなく、すべて同じ金額上限となっています。車種区分ごとに金額設定することは可能ですか？
また、4月から熊本県タクシー料金の上限額が上がるという報道を見たが、それを受けて今後九州運輸局から出る「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の目安」は上がる可能性がありますか？

事務局 車両の種類ごとに必要な費用が異なると予想され、指針内では車種区分の記載を削除していないため、車種区分ごとに金額設定することは可能です。

また、4月26日から熊本県タクシー料金の上限が上がる報道がありましたが、それによって九州運輸局から出る「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の目安」が上がるのか、また上がるのがいつになるかが明確ではないため、必要以上にお待たせすることがないように、現時点で提案させていただきました。「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の目安」の改定があった際には、改めて協議させていただく流れになると考えております。

田村委員 2月22日付けで、奄美地区の運賃上限額変更により、公示「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の目安」の改定がっております。そのため、今回の熊本県のタクシー運賃上昇による修正も、現時点では確定ではないが予想されます。

小山委員 タクシー業界でもユニバーサルデザインタクシーで車いす車の準備を進めているが乗務員不足もあることから、通常のタクシー等の交通機関での移動が難しい方の移動する手段を確保するという観点からも、今回の運送の対価上限額上昇をされてもいいのかなと考えております。

運送主体より 今回の改正によって、それ以降は変更して実施できるということですか？
また、運送主体が運送の対価を変更する場合の協議会に対しての申請書はありますか？

事務局 今回の改正によって、各事業所で上限額範囲内で任意で運送していいということ

とではなく、協議会での協議が調う必要があるため、事務局にお問い合わせいただき、届出を行い、協議会で協議後に新しい金額で運送することとなります。また、利用者への丁寧な説明も心がけていただく必要があります。

<結論 協議事項 熊本連携中枢都市圏福祉有償運送運営指針変更
議題3 運送の対価の目安について 承認>

●その他

○参加者の間で、以下の通り質疑応答、意見あり

小出委員 福祉有償運送運営協議会を地域公共交通会議と一本化するという流れになっているが、パブリックコメントでも難しいだろうという意見があり、最終的にはみなしとして経過措置となっています。熊本連携中枢都市圏ではこのまま運営協議会という形を続けるということでもいいですか。

事務局 福祉有償運送運営協議会を地域公共交通会議と一本化するという流れがある中で、熊本連携中枢都市圏でやっている福祉有償運送運営協議会と、地域公共交通会議は別の枠建てでやっていることから、一本化を行うか検討していたところ、国の通知により経過措置を設け、経過措置の期限も設けないということになりました。地域公共会議で協議をしてしまうと福祉の観点担保されるかということからも慎重に検討し、必要が生じれば統一も考えていく、当面はこのやり方でいく方が適当ではないか、と考えております。

小出委員 もし一本化するのであれば、公共交通会議は交通の専門家ばかり。福祉有償運送は福祉の観点も必要であり、もし一本化をするというのであればどうやって行くのかを考える必要があります。

小出委員 国から更新書類の添付書類を省略していいという通知が出ましたが、実際に何を省略していいのかが不明確です。例えば自動車保険は中身は変わらないが日付は変わりますし、日付の変更も更新の添付書類で添付しなければならないとなると、ほとんどすべての書類を添付しなければならないこととなります。更新時に省略可能な書類について整理してほしい。

事務局 国の動きとして、手続きの簡略化を意図しての改正と考えられるが、更新時に省略可能な書類について詳細を運輸局と確認させていただき、更新の手続きの負担軽減になるよう、丁寧なご案内をさせていただければと思います。

小出委員 熊本連携中枢都市圏福祉有償運送運営指針8 運転者(1)イ道交法に規定する第一種運転免許を有しており、かつその効力が過去2年以内において停止されていない者であって、次に掲げる各号のいずれかを備えている者

- ① 国土交通大臣が認定する福祉有償運送運転者講習を修了している者
- ② 社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を修了した者

とありますが、これは新規登録だけでなく更新登録の際にもかかってくるものなのでしょうか。国の規定では新規登録時だけのように思えるが、以前熊本運輸支局から更新登録時であっても提出することと指示がありました。また、現在の熊本運営指針の記載だと新規だけか、更新もなのかわかりません。

これは熊本独自のローカルルールなのでしょうか。該当の指針の記載自体は昔から変わっていません。新規だけ提出が必要なのか、更新時も提出が必要なのか、それがわかるような記載としてほしく、次回協議をしてほしい。

事務局 法令や経緯等を確認し、整理の上、必要があれば修正議案を出させていただき、この記載のまま残すことが必要であればその旨次回ご報告させていただければと思います。

複数委員 福祉有償運送はタクシーなどの公共交通機関を利用できない方の交通手段を確保するためのものであり、利用者の視点や福祉の観点が重要になることから、今後も福祉有償運営協議会の形で継続していただきたい。